

最近の動きについて

国土交通省 自動車交通局

平成22年6月25日

1. 「親亡き後問題」への取組み
2. 事業用自動車総合安全プラン2009の実施状況
3. 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案の概要
4. N A S V A 事業仕分けについて
5. 犯罪被害者等基本計画について
6. 外貌の醜状に係る障害等級の男女格差について
7. 自動車安全特別会計（旧自動車損害賠償保障事業特別会計）
自動車事故対策事業に係る平成22年度予算について
8. 自動車安全特別会計の概要（平成22年度予算ベース）

1. 「親亡き後問題」への取り組み

平成18年度あり方懇談会報告書

親が子を介護している場合、自らが亡くなった後でも子が十分な介護を受けられる生活をいかに確保するかが最大の懸案であり、非常に大きな精神的負担となっている(いわゆる「親亡き後問題」)。

国土交通省としても、具体的にどのような支援があれば親が過重な負担に苦しまなくて済むのか、また被害者本人が自分の人生を少しでも豊かに歩むことができるのかという観点から生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態等の把握に努めるとともに、関係者と真摯に議論を継続するべきである。

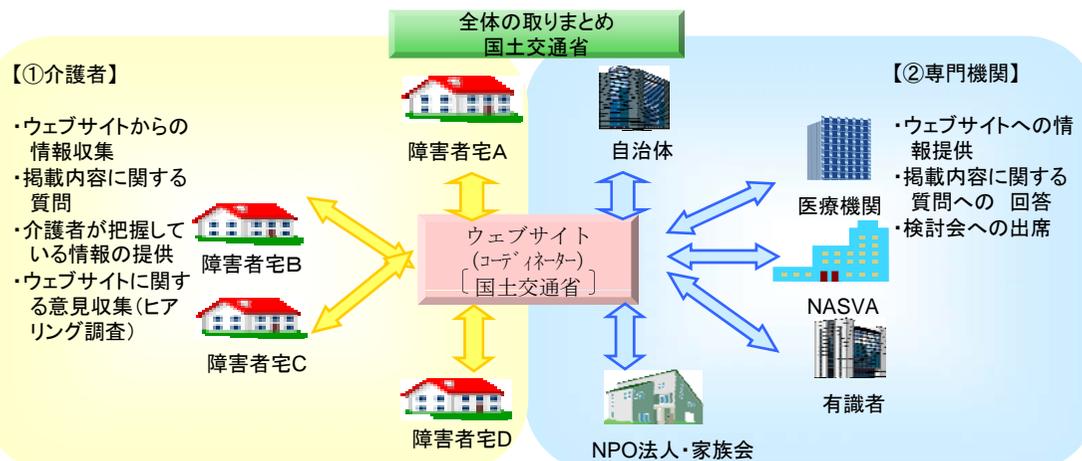
取組状況

平成20年度に実施した「親亡き後問題」調査結果としては、自動車事故による重度後遺障害者の家族が「親亡き後」に備え、予め情報を入手し準備できる環境をいかに整えるかという点にあったことから、21年度において、自動車事故による重度後遺障害者を情報面で支援するためのサポートネットワークの構築をモデル事業として試行的に実施した。

《調査概要》

1. 上記の「親亡き後問題」調査を踏まえ、介護世帯への情報提供を行うための課題を整理(有識者等で構成する検討会を開催し議論。検討会は実施地域となる神奈川県及び宮城県の関係者で構成)
2. 情報提供のあり方を議論するため、重度後遺障害者の介護者が必要としている情報ニーズを把握するとともに、ニーズを踏まえた情報提供に関して具体的な情報網や提供情報の内容、望ましい情報提供の仕組みについて検討
3. その結果、試行的にウェブサイト構築し、運用することにより、情報提供の仕組みや内容、改善点などについて利用者の視点からの意見を抽出
4. 「親亡き後問題」の解決を図るための情報提供のあり方及び、ネットワークの持続可能性について検討

《情報ネットワーク構築のモデル事業》



《サポートネットワークトップページ》

【URL】<http://www.support-jibai.jp/>



2. 事業用自動車総合安全プラン2009の実施状況



Plan

事業用自動車の事故削減目標の設定

- ・ 10年間で死者数半減（平成20年513人を10年後に250人）
- ・ 10年間で人身事故件数半減（平成20年5万6千件を10年後に3万件）
- ・ 飲酒運転ゼロ

Do 目標達成のため当面講ずべき措置

安全体質の確立

- ・ 安全マネジメント評価を中小規模事業者にも拡大
- ・ メールマガジンの発信等による事故情報の共有 等

コンプライアンスの徹底

- ・ 監査要員のさらなる増員
- ・ 行政処分の強化 等

飲酒運転の根絶

- ・ アルコールチェッカーの義務付け
- ・ アルコール・インターロックの普及 等

道路交通環境の改善

- ・ 交差点改良や歩道、中央帯の整備、信号器改良 等

IT・新技術の活用

- ・ ASV技術の開発・普及
- ・ 衝突被害軽減ブレーキの義務化の検討
- ・ ドラレコ、デジタコの一層の普及促進 等

これまでに講じた主な施策

- ・ 安全マネジメントの評価を中小規模事業者に拡大（平成21年10月）
- ・ メールマガジン「事業用自動車安全通信」の発信（平成21年6月）
- ・ 平成21年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」で社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施 等

- ・ 平成22年度、監査要員を23人増員。
- ・ 行政処分基準（社会保険等未加入、飲酒運転等）の強化（平成21年10月） 等

- ・ 点呼時におけるアルコール検知器の使用を義務づける省令改正等（平成23年4月施行） 等

- ・ 事故発生割合の高い箇所等を事故危険箇所として指定（平成21年3月） 等

- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術、映像記録型ドラレコ、デジタコの導入を支援する補助制度を創設（平成22年度）
- ・ 映像記録型ドラレコ活用マニュアルを公表（平成21年10月） 等

Check

フォローアップ会議を設置

Act

毎年、関係者間で施策の進捗状況、目標の達成状況等を確認

新たな施策を検討

3. 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案の概要

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目的

我が国の物流において重要な役割を果たしている国際海上コンテナの自動車運送について、荷主から運転者に至るまでのコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、トラック事業者等の遵守事項等を定めることにより、国際海上コンテナの自動車運送の安全確保を図るもの

概要

(1) コンテナ情報の伝達等（輸入コンテナの場合）

- ・ 輸入コンテナのコンテナ情報（品目・重量・積付状況等）について受荷主から海貨事業者、トラック事業者、運転者に至るまでの一連の伝達を義務付け
- ・ 受荷主に対し、外国の発荷主から重量情報が取得できなかった場合におけるコンテナの重量測定等を義務付け

(2) 港湾における不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正

- ・ 受荷主に対し、過積載、偏荷重等の不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正を義務付け
- ・ 国土交通大臣は、不適切コンテナの発見又は是正のための指針を策定
- ・ 関係者は、港湾・埠頭ごとに不適切コンテナの発見・是正のための協議会を設置できる

(3) トラック事業者・運転者の遵守事項等

- ・ トラック事業者に対し、不適切状態にあるコンテナの運送の下命・容認を禁止するとともに、それを指示した荷主等には勧告
- ・ トラック事業者及び運転者に対し、コンテナ情報等を踏まえた安全運転、コンテナロックの実施など遵守すべき事項を規定

【国際海上コンテナトレーラーに係る事故件数】

	輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計
平成18年	6	0	6
平成19年	3	5	8
平成20年	3	2	5
平成21年	6	3	9
合計	18	10	28



コンテナ落下事故(H21.5)〔名古屋市〕

4. NASVA事業仕分けについて

行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け第2弾の対象事業として、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の業務のうち安全指導業務と自動車アセスメントが選定された。

行政刷新会議事務局による論点

【安全指導業務】

《指導講習》本講習による交通事故削減効果を検証し、その結果に応じて実施方法の改善を図るべきではないか。（削減効果が低いのであれば、事業の見直しを行うべき。）

《適性診断》適性診断の効果について検証し、その結果に応じて実施方法の改善を図るべきではないか。また、適性診断の結果について、より効果的な活用方を検討すべきではないか。

【自動車アセスメント】

同種の衝突試験を行っている（独）交通安全環境研究所と連携して、より効率的に試験を実施する方法は考えられないか。

各業務の内容

【安全指導業務】

《指導講習》トラック等の運送事業者に対し、営業所ごとに置くことが義務付けられている運行管理者等を対象として、アルコールチェッカーを使用しての点呼や指導方法など、最新の法令・技術や、事故要因の分析方法や再発防止策の立案方法といった運行管理業務に必要な事項を、講義やグループ討議などにより実践的に習得させる。

《適性診断》運転者の性格、安全運転態度等について、心理面、生理面から一人ひとりの特性を測定し、安全運転のための具体的なアドバイスを行う。

【自動車アセスメント】

販売されている自動車の安全性の程度について、車種ごとに乗員や歩行者の安全性を検証し、その結果を判りやすく☆の数で表示して広く公表する。

評価結果

【安全指導業務】

ユニバーサルサービスを確保しつつ自治体とも協力して民間への移行を進める（早急に施策を具体化）

【自動車アセスメント】

他の法人で実施し、コストを縮減

評価結果を踏まえ対応

(独) 自動車事故対策機構

- 目的 自動車事故の発生防止、被害者の保護の増進
- 設立 H15年10月～(前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部(東京)、全国に50支所、療護センター4カ所
- 役職員 340名(うち役員6名、職員334名) (H22年4月1日現在)
- 事業規模 総事業費145億円 (うち国費114億円、全額自賠責保険料の運用益) (H22年度予算)



愛称 “ナスバ”
National Agency for Automotive
Safety & Victims' Aid

事故被害者を支える 被害者援護業務



○療護センター等の運営
遷延性意識障害の被害者を専門に受入れ治療。世界トップクラスの成果
・全国6カ所(262床)



○介護料の支給
重度後遺症の被害者に、日々の介護に必要な経費を支給
・H21年度実績 4,587人(30億円)



○育成資金貸付
生活困窮家庭の交通遺児等に対し、学費等の貸付、友の会活動等の支援
・H21年度実績 602人(3億円)

自動車事故を防ぐ 安全指導業務



○適性診断
運送会社のプロドライバーに対し、専用の機器を用いて運転特性、視力等を診断し、安全運転を指導
・H21年度受診者数 45万人



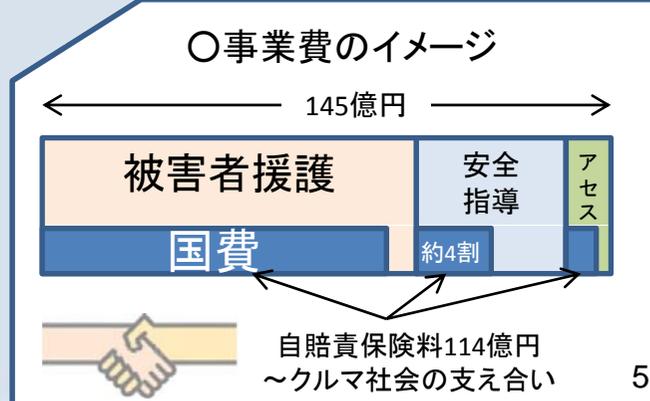
○指導講習
運送会社でプロドライバーを指導する役職である「運行管理者」に対し、指導上必要な知識・ノウハウを講習
・H21年度受講者数 14万人

自動車事故から守る 自動車アセスメント業務

自動車を市中で購入し衝突試験によって、最低限の安全基準をどの程度上回る安全性があるかを評価し、国民に公表



・H21年度 17車種



5. 犯罪被害者等基本計画について

犯罪被害者等基本計画とは

- ・平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)により、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ**犯罪被害者等基本計画**を策定することとされた。
- ・基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望をいかに満たしていくかという視点で検討され、同年12月の犯罪被害者等施策推進会議で計画案が決定、翌日閣議決定された。

犯罪被害者等基本計画の見直し

- ・平成22年に計画期間(5年)が満了することから、「基本計画策定・推進専門委員等会議」において、新たな計画に盛り込むべき事項の検討、犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価等が行われているところ。
- ・被害者団体からの要望等を踏まえた検討、パブリックコメント等の手続きを経た上で、今年末～来年初頭に、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)が閣議決定される見込み。

犯罪被害者団体等からの主な要望

【胎児について人として扱うこと】

交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。胎児の被害についても、加害者に刑罰を科してもらいたい。損害賠償及び保険制度においても胎児を人として認め、保障を万全にしてほしい。

【後遺障害認定基準の見直し等】

後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものへの見直しや、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現してほしい。

経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立してほしい。

【脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定】

脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害と認定し、これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。

5. 犯罪被害者等基本計画について

胎児の被害に対する保障について

制度の現状

民法第3条第1項において、「私権の享有は、出生に始まる。」とされており、交通事故における損害賠償訴訟においても、出生しなかった胎児の被害に対する逸失利益等の損害は認められていないところ(損害賠償の対象とはならない。)。自賠責保険制度は、損害賠償の一部を担っているという性質を有するため、交通事故により死産又は流産した胎児は自賠責の対象にもならない。

ただし、交通事故によって妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、自賠責制度においても、支払基準(告示)において、母親への慰謝料が加算算定されているところ。

運用上の慰謝料額(自動車損害賠償責任保険支払基準・実施要領)

妊娠月数(週数)	慰謝料加算額
3ヶ月(12週)以内	30万円
4ヶ月(13週)～6ヶ月(24週)	50万円
7ヶ月(25週)以上	80万円

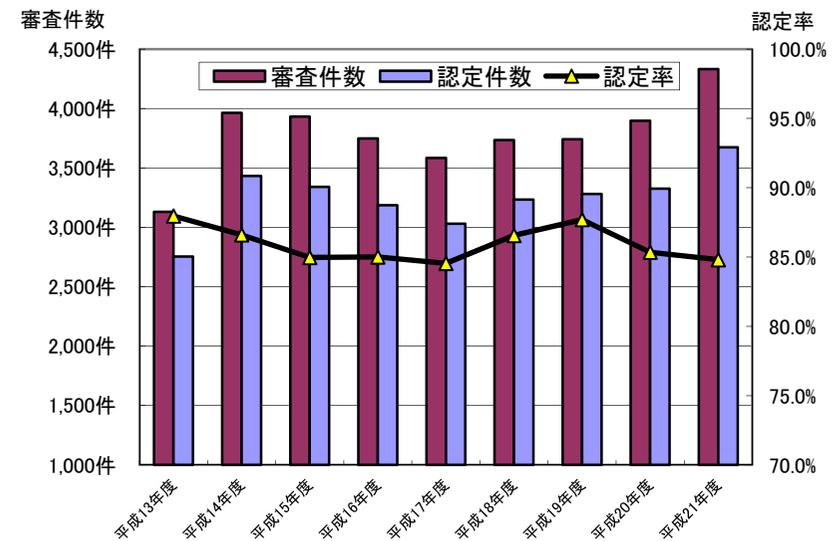
高次脳機能障害の認定について

制度の現状

自賠責保険においては、高次脳機能障害を負った被害者が後遺障害の認定基準に合致した場合には、後遺障害による損害の保険金等を支払うこととしている。

なお、一般的に高次脳機能障害は、急性期(事故から3週間程度)には全体的な脳損傷が、慢性期(事故から6ヶ月以上経過)には脳室拡大と脳萎縮がCT・MRIなどの画像で認められるが、画像所見がない場合でも、医師の判断により障害認定を行っている。

損害保険料率算出機構の高次脳機能審査会審査の推移



6. 外貌の醜状に係る障害等級の男女格差について

平成22年5月27日京都地裁判決

- ・金属を溶かす仕事に顔面にやけどを負った男性が、労災補償給付で女性の場合には7級のところ、11級の障害認定しか受けられないのは男女平等を定めた憲法に反するとして、国が行った認定の取消しを求めた。
- ・京都地裁は、「精神的苦痛や就労機会の制約、それに基づく損失補てんの必要性は女性の方が大きい」としたものの、性別による等級の差について「合理的に説明できる根拠は見当たらず、性別による差別的扱いをするものとして憲法第14条違反と判断せざるを得ない」と判示した。

今後の対応案

- ・被告の国(厚生労働省)が控訴期限までに控訴をしなかったため、判決は確定。
- ・厚生労働省は、本年度内の労災障害等級表の見直しを目指すとのこと。
- ・自賠責制度を含む各種制度における障害等級表は、表とその解釈・運用について、労災制度に準拠しているため、厚生労働省における検討結果を踏まえ、自賠責制度の等級表(政令)を改正する。

(参考)

○自動車損害賠償保障法施行令別表第2

等級	後遺障害	保険金額
7級	12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの	1,051万円
12級	14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの	224万円
14級	10 男子の外貌に醜状を残すもの	75万円

○労働者災害補償保険法施行規則別表第1

等級	給付の内容	身体障害
7級	給付日額 131日分	12 女性の外貌に著しい醜状を残すもの
12級	給付日額 156日分	13 男性の外貌に著しい醜状を残すもの 14 女性の外貌に醜状を残すもの
14級	給付日額 56日分	10 男性の外貌に醜状を残すもの

注： 労災省令は号数に枝番があるため、第12級において、自賠政令の号数と一致していないが、定められている障害は同一である。

7. 自動車事故対策事業に係る平成22年度予算について(1)

1. 独立行政法人自動車事故対策機構に対する助成

(単位：千円)

補助対象事業の内容 (平成22年度)	平成20年度 予算額	平成20年度 決算額	平成21年度 予算額 (a)	平成22年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自動車事故対策費補助金	3,118,355	2,932,325	3,124,625	3,133,010	8,385	0.3
① 自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。	3,036,723	2,905,817	3,042,993	3,051,378	8,385	
② 自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院費を助成する。	75,000	26,508	75,000	75,000	0	
③ 交通遺児等の子弟に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。	6,632	0	6,632	6,632	0	
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金	486,800	423,885	455,860	383,539	△ 72,321	△ 15.9
自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する。	486,800	423,885	455,860	383,539	△ 72,321	
(3) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	8,105,149	8,105,149	7,819,274	7,420,024	△ 399,250	△ 5.1
① 自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの運営を行う。						
② 交通遺児等に対する育成資金の貸付け等を行う。	8,105,149	8,105,149	7,819,274	7,420,024	△ 399,250	
③ 運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。						
④ 自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。						
小 計	11,710,304	11,461,359	11,399,759	10,936,573	△ 463,186	△ 4.1

7. 自動車事故対策事業に係る平成22年度予算について(2)

2. 自動車事故対策費補助金

○被害者保護増進対策

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成22年度)	平成20年度 予算額	平成20年度 決算額	平成21年度 予算額(a)	平成22年度 予算額(b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自動車事故医療体制整備事業	329,000	236,542	302,000	302,000	0	0.0
① 自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。(医療機関) ○救急医療機器整備事業	229,000	223,625	229,000	229,000	0	
② 自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入れ体制の整備に要する経費の一部を補助する。(医療機関) ○短期入院協力事業	100,000	12,917	73,000	73,000	0	0.0
(2) 高等学校交通遺児授業料減免事業 高等学校等に在学する交通遺児等で経済的理由により修学が困難な者に対して、高等学校等の設置者が行う授業料の減免について援助事業を行う都道府県に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。(都道府県) ○高等学校交通遺児授業料減免事業	70,000	48,631	60,000	0	△ 60,000	△ 100.0
(3) 自動車事故救急法普及事業 自動車事故現場において、負傷者に対して迅速、かつ、適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して行う交通事故救急法講習事業に要する経費の一部を補助する。(自動車事故救急法普及事業を行う者) ○自動車事故救急法普及事業	16,000	14,269	10,000	10,000	0	0.0
(4) 「紛争処理機関」が行う紛争処理業務 自賠責の保険金の支払に関する紛争が発生した場合に、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関たる自賠法の指定紛争処理機関が行う紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。 ((財) 自賠責保険・共済紛争処理機構) ○紛争処理業務	150,000	150,000	150,000	150,000	0	0.0
(5) 自動車事故相談及び示談あつ旋事業 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。 ((財) 日弁連交通事故相談センター) ○事故相談事業 ○示談あつ旋事業 ○電話相談事業 ○相談員等研修事業 ○高次脳機能障害相談事業	570,000	570,000	570,000	570,000	0	0.0
(6) 交通遺児育成基金事業 交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。 ((財) 交通遺児育成基金) ○交通遺児育成基金事業	147,000	105,946	145,500	145,500	0	0.0
(7) 無保険車防止対策事業 自賠責保険の無保険車の発生を防止することによる被害者の保護の増進を図るため、自動車運転者等に対して自賠責制度の役割、重要性の周知・啓発等の無保険車防止対策事業に要する経費の一部を補助する。 (無保険車防止対策事業を行う者) ○無保険車防止対策事業	—	—	37,500	37,500	0	0.0
小 計	1,282,000	1,125,388	1,275,000	1,215,000	△ 60,000	△ 4.7

7. 自動車事故対策事業に係る平成22年度予算について(3)

Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism

○自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

補助対象事業の内容(平成22年度)	平成20年度 予算額	平成20年度 決算額	平成21年度 予算額(a)	平成22年度 予算額(b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業	1,714,500	1,108,951	1,668,850	1,301,804	△ 367,046	
自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、バス等公共交通機関の利用促進、ASVの普及、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施等の自動車運送事業の安全・円滑化に資する施策について必要な施設整備等に要する経費の一部を補助する。 (自動車運送事業者等)						
○オムニバスタウン整備総合対策事業 ○交通システム対策事業 ○調査事業、実証実験・実証運行事業	1,302,000	898,851	1,302,000	623,470	△ 678,530	△ 22.0
○先進自動車(ASV)普及促進対策事業 ○運行管理の高度化に対する支援事業 ○社内安全教育の実施に対する支援事業	412,500	210,100	366,850	678,334	311,484	
(2) 自動車事故分析事業						
自動車事故を防止するため、自動車事故防止対策を的確、かつ、効果的に実施するために不可欠な自動車事故の要因・傾向の詳細な調査・分析等を行う自動車事故分析事業に要する経費の一部を補助する。(自動車事故分析事業を行う者)						
○自動車事故分析事業	—	—	30,000	0	△ 30,000	△ 100.0
(3) 安全運転推進事業						
自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識及び技術の向上を図る研修等を行う安全運転推進事業に要する経費の一部を補助する。(安全運転推進事業を行う者)						
○安全運転推進事業	—	—	65,000	40,000	△ 25,000	△ 38.5
(4) 交通安全教育普及事業						
自動車事故を防止するため、高等学校の生徒等に対して行う交通安全教育に係る講習会、交通安全に関する理解と認識の向上を図るための広報活動等の交通安全教育普及事業に要する経費の一部を補助する。(交通安全教育普及事業を行う者)						
○交通安全教育普及事業	—	—	20,000	0	△ 20,000	△ 100.0
(5) 貨物自動車の安全対策普及事業						
トラック事業における安全対策の強化・充実を図り、自動車事故を防止するため、荷主との連携による安全対策事業に要する経費の一部を補助する。(貨物自動車運送事業者等)						
○貨物自動車安全対策普及事業	—	—	32,000	0	△ 32,000	△ 100.0
(6) 運転者安全運転指導事業						
自動車事故を防止するため、タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域内において、タクシー運転者等に対する安全運転指導事業に要する経費の一部を補助する。 (運転者安全運転指導事業を行う者)						
○安全運転指導事業	44,000	44,000	40,000	0	△ 40,000	△ 100.0
(7) その他						
	196,000	164,557	—	—	—	—
小 計	1,954,500	1,317,508	1,855,850	1,341,804	△ 514,046	△ 27.7

7. 自動車事故対策事業に係る平成22年度予算について(4)

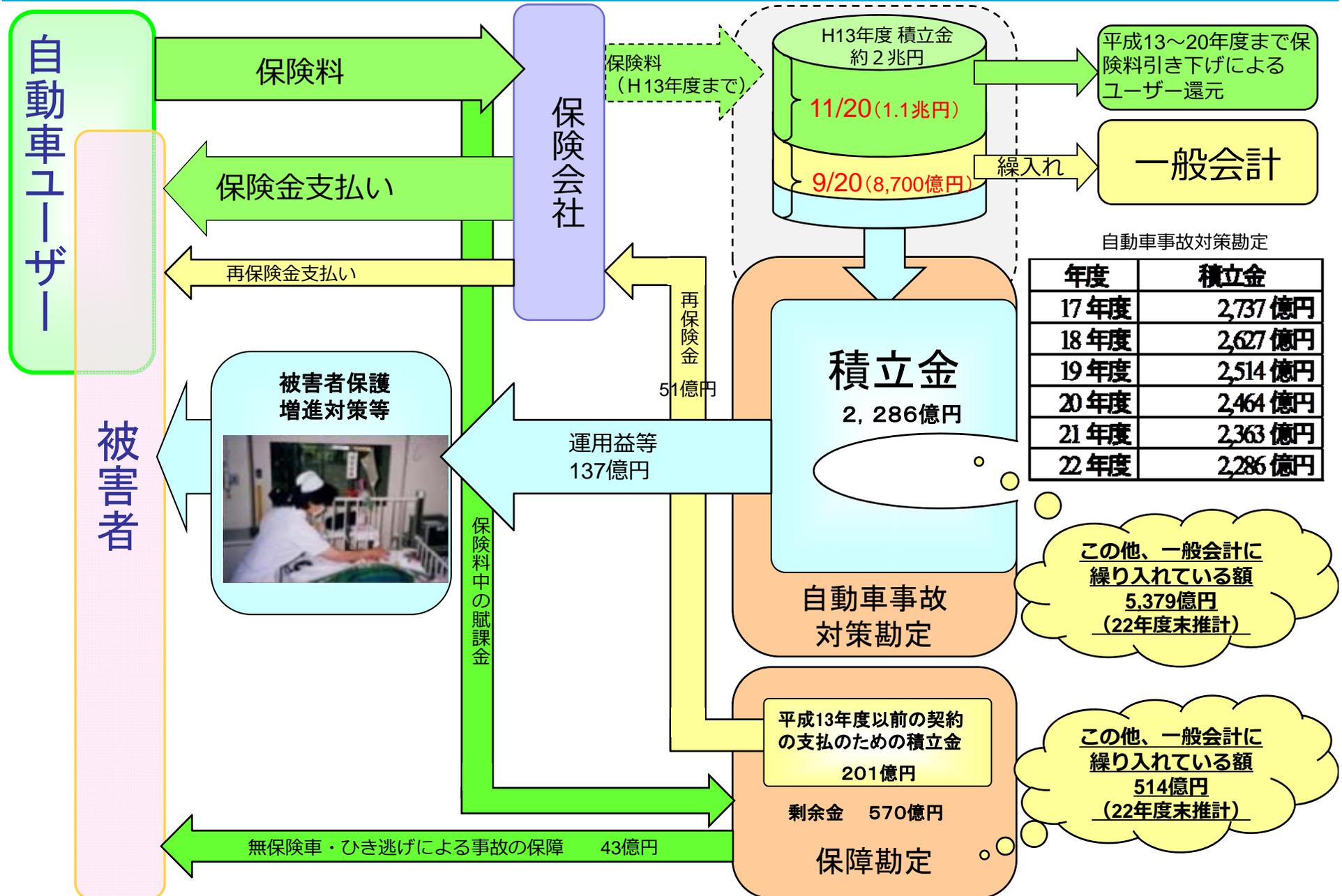
※ 1. 独立行政法人自動車事故対策機構に対する助成及び 2. 自動車事故対策費補助金の合計金額

(単位：千円)

	平成20年度 予算額	平成20年度 決算額	平成21年度 予算額 (a)	平成22年度 予算額 (b)	予算額の 増減額 (b-a)	増減率 (%)
合 計	14,946,804	13,904,255	14,530,609	13,493,377	△ 1,037,232	△ 7.1

8. 自動車安全特別会計（旧自動車損害賠償保障事業特別会計）の概要 （平成22年度予算ベース）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



8. 自動車安全特別会計（自動車事故対策勘定）の概要（平成22年度予算ベース）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

